

「知らないと損?! 税制改正と生前贈与」



<資料作成>

三井住友海上プライマリー生命

MS&AD INSURANCE GROUP



Rilakkuma™
©2022 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

※本資料で記載の税制上のお取扱は2024年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱については所轄の税務署または税理士等にご相談ください。

※本資料は情報提供を目的としたものであり、特定の生命保険商品を推奨または勧誘するものではありません。

目次

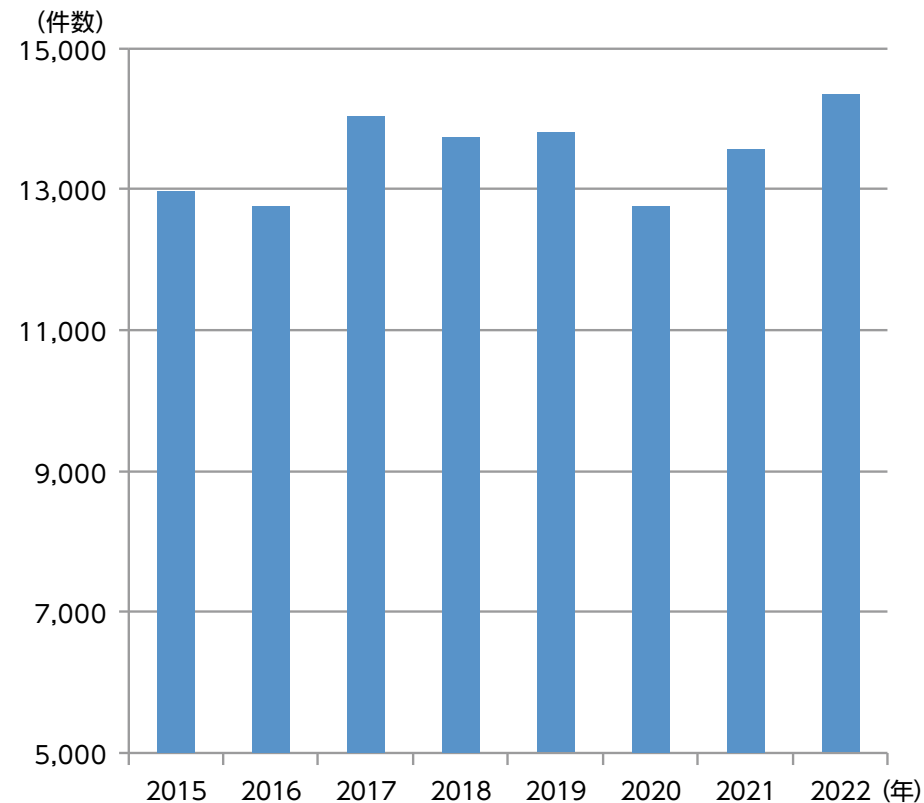
相続の現状	P.2 - P.4
相続税対策のための生前贈与の基礎知識	P.5
生前贈与に関する税法の改正内容について	P.6 - P.7
生前贈与の活用例	P.8
贈与税早見表(暦年課税)	P.9
生前贈与をうまく活用するポイント	P.10
生前贈与をする場合の注意点	P.11
注目される生前贈与に、安心してお応えできる「仕組み」とは	P.12
贈与した資金の活用例	P.13
生命保険のリスクと費用およびご留意いただきたい事項	P.14

相続の現状－財産の分割は？

相続に関する統計

一年間に死亡した人数	<p>約157万人</p> <p>出典:厚生労働省2022年「人口動態統計」</p>
相続財産が課税対象となった被相続人数	<p>約15万人</p> <p>出典:国税庁「令和4年分相続税の申告事績の概要」</p>
遺産分割調停件数	<p>14,371件</p> <p>出典:最高裁判所「司法統計年報(家事事件編)令和4年」</p>

遺産分割調停件数の推移



出典:最高裁判所「司法統計年報(家事事件編)令和4年」

相続の現状－相続税

相続税の基礎控除

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

相続税の計算上、法定相続人に含めることができる養子の数は次の通り制限されています。

- ①被相続人に実子がいる場合…1人 ②被相続人に実子がいない場合…2人

※正味の遺産額が基礎控除額以下の場合には相続税がかかりません。

相続税の速算表

※税額=A×B-C

法定相続分に応ずる取得金額(基礎控除後) A	税率 B	控除額 C
1,000万円以下	10%	0
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

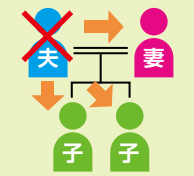
相続の現状－相続税

相続税概算額早見表

一次相続

【法定相続人】
配偶者ありのケース

例:夫に相続が発生

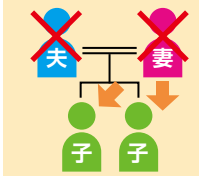


配偶者税額軽減の
特例が活用できなくなると…

二次相続

【法定相続人】
配偶者なしのケース

例:妻に相続が発生



(単位:万円)

課税価格 (基礎控除前)	子1人	子2人	子3人
4,000万円	0	0	0
5,000万円	40	10	0
6,000万円	90	60	30
7,000万円	160	113	80
8,000万円	235	175	138
9,000万円	310	240	200
1億円	385	315	263
1.5億円	920	748	665
2億円	1,670	1,350	1,218
3億円	3,460	2,860	2,540
4億円	5,460	4,610	4,155
5億円	7,605	6,555	5,963
10億円	19,750	17,810	16,635
20億円	46,645	43,440	41,183

(単位:万円)

課税価格 (基礎控除前)	子1人	子2人	子3人
4,000万円	40	0	0
5,000万円	160	80	20
6,000万円	310	180	120
7,000万円	480	320	220
8,000万円	680	470	330
9,000万円	920	620	480
1億円	1,220	770	630
1.5億円	2,860	1,840	1,440
2億円	4,860	3,340	2,460
3億円	9,180	6,920	5,460
4億円	14,000	10,920	8,980
5億円	19,000	15,210	12,980
10億円	45,820	39,500	35,000
20億円	100,820	93,290	85,760

※配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用するものとします。

※子はすべて成人とし、孫の養子縁組はないものとします。

※金額は総額(総額を各相続人の取得割合によって按分し、負担額が決定します。)

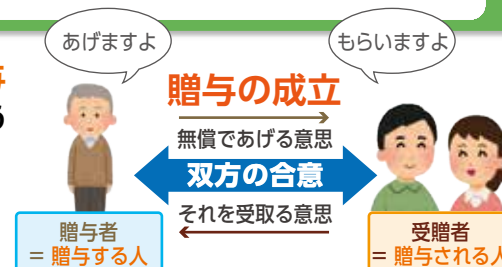
※各税額は万円未満を切り上げていますので、実際の税額・計算値と相違する場合があります。

相続税対策のための生前贈与の基礎知識

贈与と贈与税

「贈与」とは、財産を他人に無償で与えることをいい、贈与によって財産を取得する場合に、「贈与税」がかかります。ただし、相手が知らない場合は、「贈与」は成立せず、あげる人(贈与者)ともらう人(受贈者)がお互いに意思表示をする必要があります。

贈与税の課税方法には、「**暦年課税**」と「**相続時精算課税**」の2つの方法があります。



暦年課税（通常の贈与）

贈与税には110万円の基礎控除があり、贈与を受けた金額が**1年間(1月1日から12月31日まで)**で**110万円**までの場合には、贈与税がかかりません。1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える場合には、贈与税の申告と納税が必要になります。

暦年課税の贈与税の
計算方法

$$\text{贈与税額} = \left(\text{1年間に贈与を受けた財産の価額(合計額)} - \text{基礎控除額 110万円} \right) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

相続時精算課税

贈与を受けた人(受贈者)は、一定の要件を満たす父母、祖父母から受けた贈与について**相続時精算課税**を選択することができます。この制度には、複数年にわたり通算で2,500万円までの非課税枠(特別控除額)があり、2,500万円の特別控除額を超えた部分の金額に対しては一律20%の税率で算出した贈与税を納税します。贈与を受けた財産は、父母等の贈与者の相続時にほかの相続財産に加算して、相続税額を計算します。この場合、贈与時に納税した贈与税額は、相続税額から控除することができます。

ただし、一度この制度を利用すると、その贈与者からの贈与については、暦年課税に変更することはできません。そのため、事前に十分な検討が必要です。

※2024年1月1日より、相続時精算課税にも年間110万円の基礎控除が適用されます。

生前贈与に関する税法の改正内容について①

令和5年度税制改正によって、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築のため、相続税法が改正され、**2024年1月1日に施行**されました。

暦年課税の加算期間の延長

加算期間（贈与を受けた金額が相続財産に加算される期間）が3年間から7年間に延長されました。

加算期間の延長

2024年1月1日以後の相続から、加算期間が改正前の3年間から7年間に延長されました。

ただし、2023年12月31日以前の贈与は対象期間外のため、実際は2027年1月1日から段階的に延長され、加算期間が7年間となるのは2031年1月1日以後の相続からとなります。

また、延長された4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算されません。

※加算の対象者に変更はありません。

改正のポイント


加算期間が延長されたため、より早く生前贈与をはじめることが効果的となります。

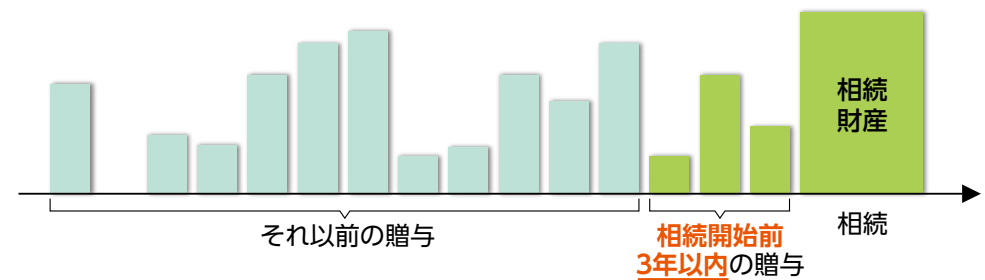
施行日

2024年1月1日


<イメージ>

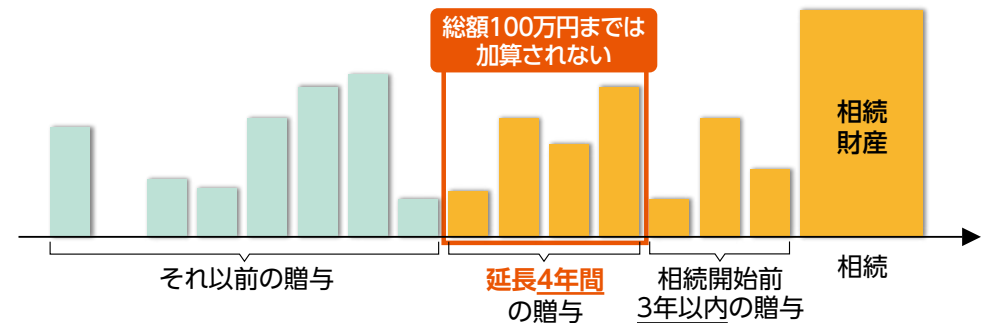
【改正前】

 …相続財産に加算される



【改正後】

 …相続財産に加算される



生前贈与に関する税法の改正内容について②

相続時精算課税の基礎控除の新設

暦年課税の基礎控除とは別枠で、年間110万円の基礎控除が新設されました。

基礎控除の新設

相続時精算課税の基礎控除は2024年1月1日以後に受けた贈与から適用され、基礎控除までの金額の贈与については、2,500万円の特別控除に通算されず、相続時の相続財産にも加算されません。また、改正前は金額に関わらず贈与税の申告が必要でしたが、2024年1月1日以後は、年間の贈与合計額が基礎控除までの金額の場合は、申告が不要となりました。

改正のポイント

相続時精算課税に、相続財産に加算されない年間110万円の基礎控除が新設されました。

相続時精算課税の基礎控除は、暦年課税の基礎控除とは別枠となります。そのため、2024年1月1日以後の贈与から、受贈者1人に対して、「暦年課税による贈与として年間110万円の基礎控除」、「相続時精算課税による贈与として年間110万円の基礎控除」それぞれとなります。

また、相続時精算課税において、基礎控除までの金額の贈与については、相続財産に加算されません。

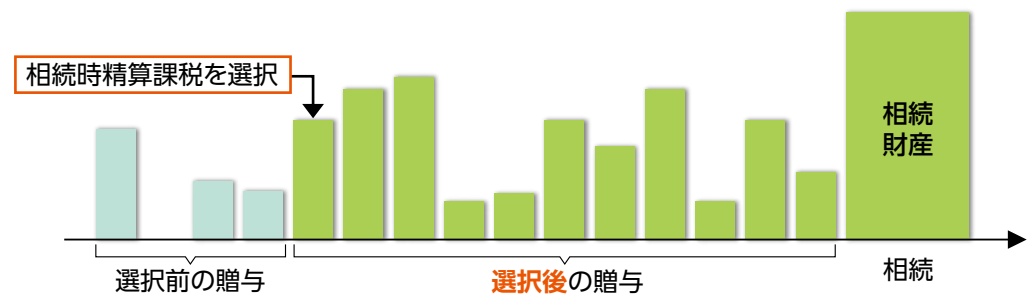
施行日

2024年1月1日

<イメージ>

【改正前】

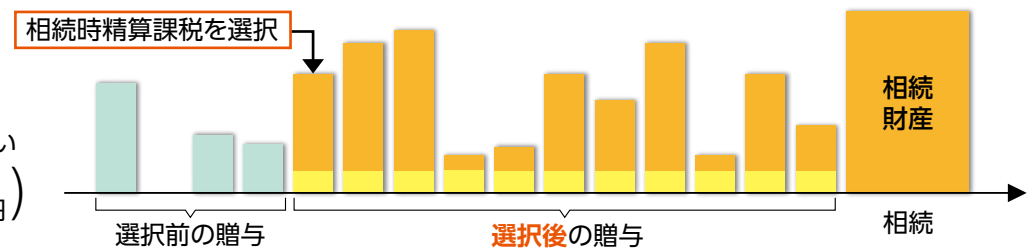
■ …相続財産に加算される



【改正後】

■ …相続財産に加算される

■ …相続財産に加算されない
(基礎控除
年間110万円)



一度相続時精算課税を利用すると、その贈与者からの贈与については、暦年課税に変更することはできません。

生前贈与の活用例

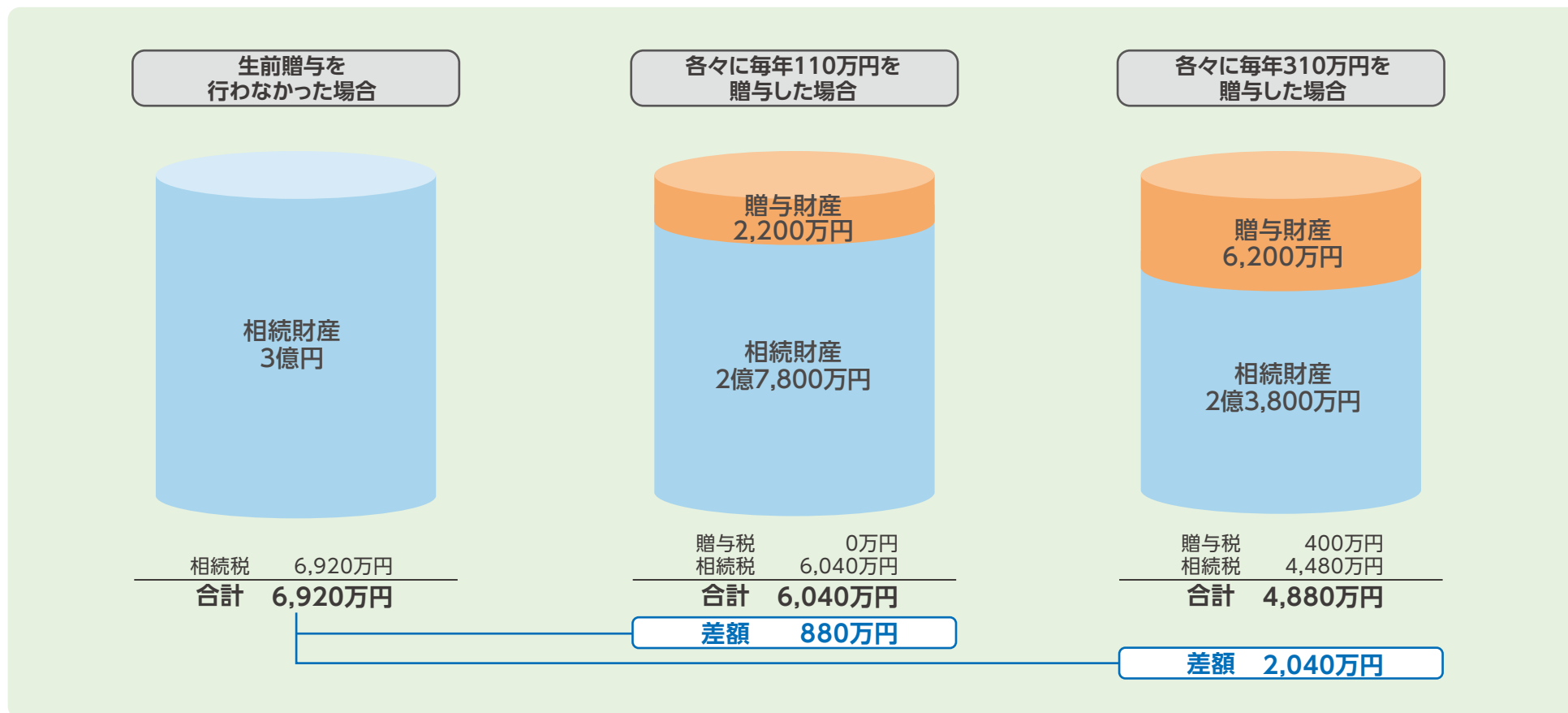
前提条件	
家族構成	父、子2人(法定相続人は子2人のみ)
相続財産(相続税評価額)	3億円
生前贈与の期間	10年

※贈与税は贈与を受けた年の1月1日において18歳以上である者が直系尊属から贈与を受けたものとして計算しています。

※相続税は父の相続時に法定相続人2人が法定相続分通りに相続したものとします。

※すべて暦年課税で贈与したものとします。また、2031年1月1日以降の相続を想定、7年間は加算期間とし17年後に亡くなったと仮定します。

※他の所得にかかる税金等は考慮していません。



贈与税早見表(暦年課税)

贈与金額 (基礎控除前)	【特例贈与財産用(特例税率)】 (18歳以上*1の者が直系尊属*2から贈与を受ける場合)		【一般贈与財産用(一般税率)】(左記以外)	
	贈与税額	実効税率	贈与税額	実効税率
110万円以下	0	—	0	—
200万円	9万円	4.5%	9万円	4.5%
300万円	19万円	6.4%	19万円	6.4%
400万円	34万円	8.5%	34万円	8.5%
500万円	49万円	9.8%	53万円	10.6%
600万円	68万円	11.4%	82万円	13.7%
700万円	88万円	12.6%	112万円	16.0%
800万円	117万円	14.7%	151万円	18.9%
900万円	147万円	16.4%	191万円	21.3%
1,000万円	177万円	17.7%	231万円	23.1%
1,500万円	366万円	24.4%	451万円	30.1%
2,000万円	586万円	29.3%	695万円	34.8%
3,000万円	1,036万円	34.6%	1,195万円	39.9%

*1 18歳以上とは…財産の贈与を受けた年の1月1日において18歳以上である者に限ります。

*2 直系尊属とは…父母・祖父母等贈与を受けた人(受贈者)より前の世代で、直通する系統の親族のことです。また、養父母も含まれます。叔父・叔母、配偶者の父母・祖父母は含まれません。

※贈与税額は万円未満を、実効税率は小数点第2位を切り上げて表示をしています。

※「実効税率」とは、贈与財産に対してかかった贈与税の割合を言います。たとえば、上図の特例贈与財産用の贈与税額例の場合、贈与金額1,000万円に対して、贈与税額は177万円になりますので、実効税率は、 $177万円 \div 1,000万円 = 17.7\%$ となります。

生前贈与をうまく活用するポイント

1 〉 早めに対策を始めましょう!

年間110万円までの基礎控除を毎年活用することができます。また、相続または遺贈によって財産を取得された場合、相続開始前一定期間の暦年課税の贈与については、相続財産に加算される場合があることも考慮しましょう。

※2024年1月1日より適用される相続時精算課税の基礎控除(年間110万円)は、相続財産に加算されません。

2 〉 できるだけ多くの人へ贈与しましょう!

贈与税の基礎控除は、受贈者それぞれに適用されます。そのため基礎控除額110万円×贈与する人数分の財産が非課税の扱いとなります。

3 〉 世代を飛び越した贈与も検討しましょう!

財産を一世代先のお孫さまへ暦年課税で直接贈与することで、お子さまからお孫さまへの一世代分の相続税を減らすことができます。また、お孫さまへの暦年課税での贈与は、相続財産に加算されません(贈与者の相続において、お孫さまが納税義務者とならない場合)。

4 〉 適切な贈与額を検討しましょう!

暦年課税では一度に多額の財産を贈与すると贈与税の負担が重くなる一方、相続税の課税対象となる相続財産を減らす側面もあるため、相続税とあわせて考えると負担が軽くなる場合があります。

生前贈与をする場合の注意点

生前贈与は相続税を軽減する有効な手段ですが、贈与者と受贈者の間で合意しているという贈与の事実を「**贈与契約書**」等により明確にしておく必要があります。

贈与の事実を明確にするためには

- 毎年の贈与契約書を作成し、必ず保管する。
- 贈与者の口座から受贈者の口座への振込で贈与する。
- 贈与税の申告を行い、申告書の控を保管する(贈与税を納める場合)。
- 贈与を受ける口座の通帳・印鑑等は、受贈者が自分自身で保管・管理しておく。

[生命保険料の贈与を行う場合のポイント]

- 保険料を口座引き落としにする場合は、受贈者の口座から引き落としをする。
- 保険料の贈与をする場合、贈与者が生命保険料控除を使わない。

贈与契約書	
贈与者	_____ (以下「甲」という)と受贈者 _____ (以下「乙」という)は、本日、以下の通り贈与契約を締結した。
第1条	甲は、現金 _____ 万円を乙に贈与するものとし、乙はこれを受領した。
第2条	甲は、上記財産を、 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに乙名義の下記預金口座に振り込むこととする。
記	
銀行名:	_____
支店名:	_____
口座種類:	_____
口座番号:	_____
上記の通り契約が成立したので、これを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。	
_____ 年 _____ 月 _____ 日	
住所	_____
贈与者(甲) 氏名	_____ 印
住所	_____
受贈者(乙) 氏名	_____ 印

贈与契約書の例

保険料の贈与は、昭和58年9月に国税庁長官が各国税局宛てに発信した事務連絡によって一般的に認められています。これによると「贈与事実の心証が得られたものは、これを認める」と明記されています。ただし、子どもや孫等の受贈者の年齢が若い場合贈与された事実を理解できないような場合は、暦年課税の贈与を否認される恐れがあります。

また、相続開始前一定期間の暦年課税の贈与については、相続税の算出の際に課税対象に含まれる場合があります。そのため、生前贈与を行う場合には、計画的に行うことが重要です。

※2024年1月1日より適用される相続時精算課税の基礎控除(年間110万円)は、相続税の算出の際に課税対象に含まれません。



上記は必ず認められるというものではなく、個別の事情により判断されます。取扱の詳細は、税理士等の専門家にご相談ください。

注目される生前贈与に、安心してお応えできる「仕組み」とは

子や孫の人生を
支えてあげたい

手間をあまりかけずに
贈与を行いたい

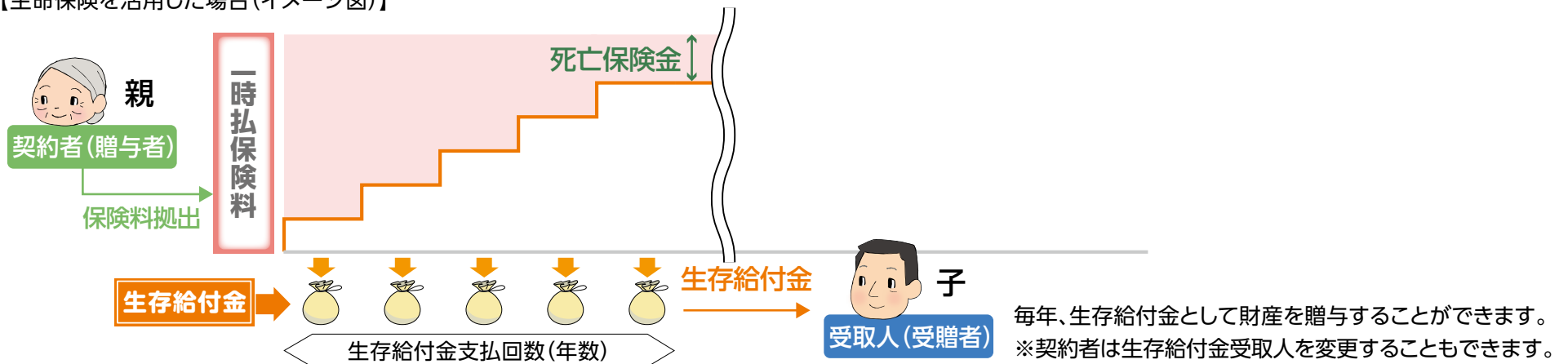
相続税の軽減対策を
行いたい

生命保険等で、暦年贈与を効果的かつ簡単に行うしくみもあります。

■ 生命保険を活用した暦年贈与例 (生存給付金を贈与に活用する)

毎年、贈与の都度、お手続きをすることに抵抗のある方は、毎年支払われる生存給付金の受取人にご家族を指定できる生命保険(一時払終身保険、個人年金保険、平準払保険)に加入することで、手間をかけずに毎年の贈与を行うことができます。

【生命保険を活用した場合(イメージ図)】

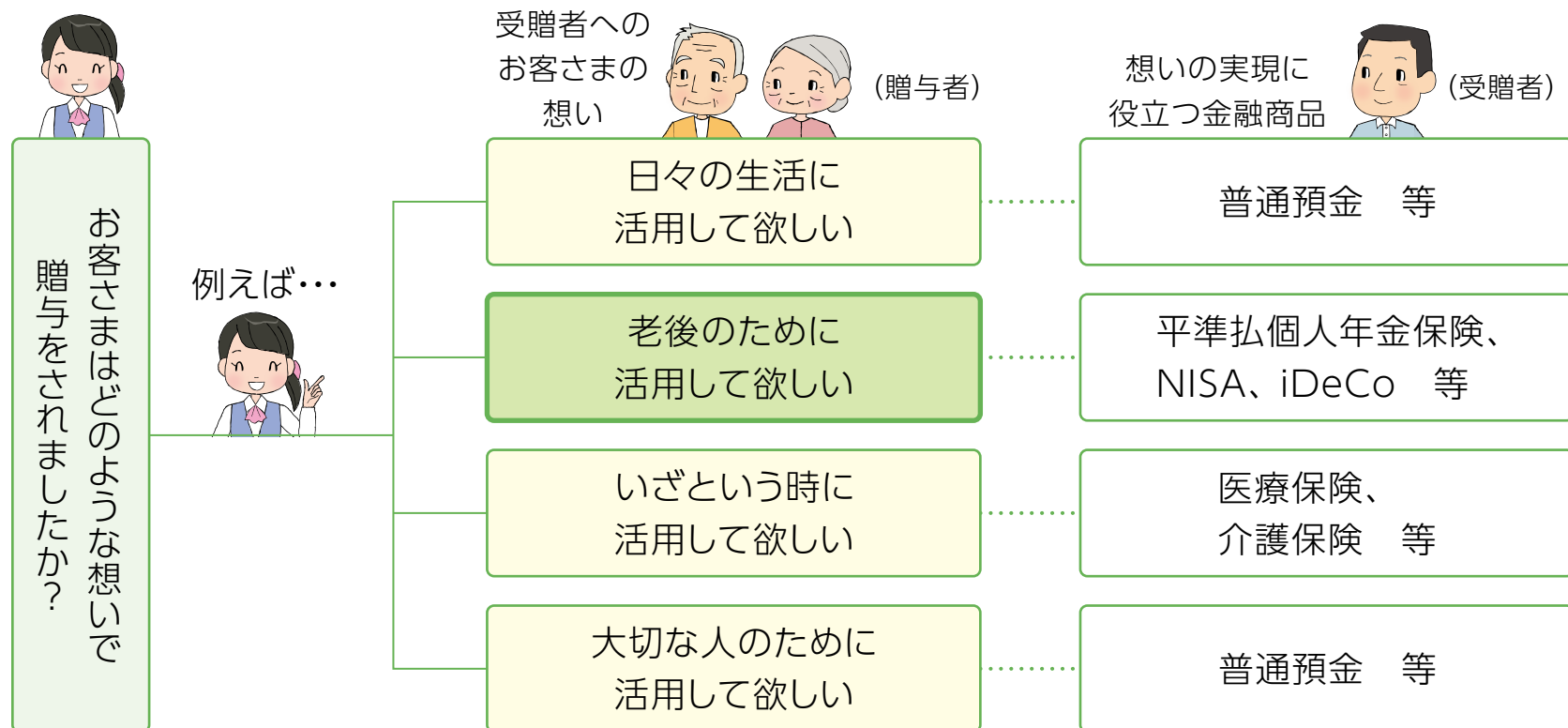


※上記は一般的な保険のイメージ図です。

贈与した資金の活用例

「想い」を大切なご家族にお伝えいただくために

ご家族の将来を考えると、大きなお金を早期に贈与することに不安をお感じになる方も多いようです。そこで、安心して贈与を行うために、贈与した「想い」を大切なご家族にお伝えするのはいかがでしょうか。



生命保険商品には、商品の特性等に応じて以下のリスクがあります。

■変額年金保険・変額終身保険

変額年金保険・変額終身保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動（増減）するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■定額年金保険・定額終身保険

定額年金保険・定額終身保険は、払込みいただいた保険料を国債等を中心に運用するしくみの生命保険商品です。解約等の場合、運用資産（債券等）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

■外貨建て保険

為替相場の変動による影響を受けるため、死亡保険金額、解約払戻金額、年金額等を円換算した金額が、払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

■生命保険商品にかかる費用

お客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。費用の合計は、以下を足し合わせた額となります。

契約初期費用	ご契約の締結等に必要費用
保険関係費	ご契約の締結および維持に必要な費用ならびに死亡保険金等を支払うための費用
資産運用関係費	投資信託の信託報酬等の特別勘定の運用にかかわる費用
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用
解約控除	契約日から一定期間内に解約等を行う場合に控除される費用
その他	為替手数料（外貨建て保険）等

※ご負担いただく費用は、生命保険商品によって異なりますので、くわしくは商品ごとの「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」や「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

■ご留意いただきたい事項

- 生命保険商品は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。なお、これらのリスクはすべて保険契約者に帰属します。
- 生命保険商品についてお知りになりたい場合は、生命保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。なお、生命保険募集人は、お客さまと引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに成立します。
- 生命保険商品のご検討にあたっては、商品ごとの「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解ください。また、ご契約の際には、商品ごとの「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり（変額年金保険・変額終身保険の場合）」を必ずご覧ください。
- 本資料は、信頼できると思われる資料に基づいて作成しておりますが、その記載内容について三井住友海上プライマリー生命はいかなる責任も負うものではありません。
- 本資料記載の税務上の取扱については、2024年1月1日現在の税制に基づくもので、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱については、必ず所轄の税務署または税理士等にご確認の上、ご自身の責任においてご判断ください。
- 本資料の全部または一部について、無断での利用・複製・修正・変換等は一切禁止いたします。

■三井住友銀行からのご留意事項

- この資料は、情報提供を目的として三井住友海上プライマリー生命が作成したものであり、特定の商品・サービスを推奨・勧誘するものではありません。
- この資料は、作成基準日時点の情報に基づいて作成しております。今後変更になる可能性があります。将来を保証するものではありません。
- この資料に記載した以外にもご留意いただきたい事項がございます。お申込みに際しては、店頭窓口または当行 HP に掲載の各商品・サービスに関するご留意点を必ずご確認ください。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご確認ください。

**ご相談等がありましたら
三井住友銀行までお問い合わせください。**

お問合せ先



資料作成

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

<https://www.ms-primary.com>